

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

ページ

告 示

○特定非営利活動法人の設立の認証申請

（共同参画社会推進課）

一

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

（同）

一

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（二件）

（障害福祉課）

一

○道路の区域変更

（道路課）

二

○道路の供用開始（二件）

（同）

二

○都市計画変更の図書の写しの縦覧（二件）

（都市計画課）

三

○土地区画整理組合の事業計画変更の認可（二件）

（同）

三

○都市計画事業の事業計画変更の認可

（下水道課）

三

○県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部

（下水道課）

三

を改正する告示

（会計課）

四

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

（新産業振興課）

六

○開発行為に関する工事の完了

（建築宅地課）

八

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

（教育庁高校教育課）

八

教 育 委 員 会

○教育委員会定例会の開催

八

告 示

○宮城県告示第五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十二年一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 あんしんどう福祉会

一 代表者の氏名 渡邊 弘一

二 主たる事務所の所在地 仙台市若林区中倉二丁目十五番一号

三 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者、子育て等様々な理由で日常生活における援助を必要とする方々に対して、そのニーズに応じたサービスを提供することにより、地域住民が互いに自立し、安心して生き生きとした人間性豊かな生活を営める社会を創造することに寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日

平成二十一年十二月十日

○宮城県告示第六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十二年一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 あなたの街の「三河や」さん

一 代表者の氏名 岩船 佳子

二 主たる事務所の所在地 仙台市太白区諏訪町六番二十五号

三 定款に記載された目的

この法人は、地域のなかで人々が安心・安全・明るい生活を生涯送れるように生活弱者等を商店街・地域・福祉・行政などの団体をネットワーク化し支援する。また、地域・商店街の活性化を支援し豊かな社会作りを寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日

平成二十一年十二月十四日

○宮城県告示第七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十二年一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 〇四一五五〇〇六七七	事業所の名称及び所在地 訪問介護ステーション 泉松の森 仙台市泉区松森新田一番地	指定障害福祉サービスの種類 居宅介護、重度訪問介護	設置者名 株式会社 協	指定年月日 平成二十二年一月一日
---------------------	--	------------------------------	----------------	---------------------

○宮城県告示第八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十二年一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 〇四一五一〇一〇二二	事業所の名称及び所在地 And You 仙台市青葉区東勝山三丁目七番三十八号	指定障害福祉サービスの種類 児童デイサービス	設置者名 一般社団法人 悠優会	指定年月日 平成二十二年一月一日
---------------------	--	---------------------------	--------------------	---------------------

○宮城県告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十二年一月八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三百九十八号
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	
石巻市大街道北一丁目九〇番四地先から同市大街道北一丁目九〇番四地先まで		敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
前	一九・五 二二三・五	後	一九・五 三二・五
		前	八・〇
		後	九・五

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 石巻女川線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	
石巻市大街道北一丁目九〇番四地先から同市大街道北一丁目九〇番四地先まで		敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
前	一九・五 二二三・五	後	一九・五 三二・五
		前	八・〇
		後	九・五

○宮城県告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十二年一月八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道路類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三百九十八号	石巻市大街道北一丁目六二番地先から同市大街道北一丁目九〇番四地先まで	平成二十二年一月八日
県道	石巻女川線	石巻市大街道北一丁目六二番地先から同市大街道北一丁目九〇番四地先まで	

○宮城県告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十二年一月八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道路類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日

県 道	白石丸森線	白石市大鷹沢三沢字宮下五〇番三地从先から 同市大鷹沢三沢字三沢沖三八番二地从先まで	平成二十二年一月八日
-----	-------	--	------------

○宮城県告示第十二号

丸森町から丸森都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年一月八日

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 丸森都市計画下水道

2 名称 丸森町流域関連公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第十三号

加美町から中新田都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年一月八日

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 中新田都市計画汚物処理場

2 名称 大崎広域六の国汚泥再生処理センター

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十二年一月八日

一 組合の名称

石巻市南境土地区画整理組合

二 事務所所在地

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

石巻市南境字鶴巻三十三番地一
三 設立認可の年月日
平成九年十二月十五日

四 変更認可の年月日
平成二十一年十二月二十八日

○宮城県告示第十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十二年一月八日

一 組合の名称

大河原町広表土地区画整理組合

二 事務所所在地

大河原町字新南十九番地

三 設立認可の年月日
平成十年十月三十日

四 変更認可の年月日
平成二十一年十二月二十八日

○宮城県告示第十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十二年一月八日

一 施行者の名称

丸森町

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

丸森都市計画下水道事業

2 名称

丸森町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更なし
四 事業地

- 1 収用の部分
変更なし
- 2 使用の部分
なし

○宮城県告示第十七号

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程（昭和三十九年宮城県告示第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中、「いづ」の下に「の名称、位置及び地方自治法施行令第百六十八条の規定による事務を取り扱う店舗（以下「取扱店舗」という。）を加え、「次」を「別表第一」に改め、各号を削る。

第二条第一項を削り、同条第二項中「及び位置」を削り、「別表第四」を「別表第一」に改め、同項を同条とする。

第三条第六項中「総括店」を「仙台市青葉区本町三丁目八番一号」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第一条関係）

一 指定金融機関

名 称	位 置	取 扱 店 舗
株式会社七十七銀行	仙台市青葉区中央三丁目三番二十号	国内に所在するすべての店舗（内国為替取引を行う店舗に限る。以下同じ。）

二 指定代理金融機関

三 収納代理金融機関

名 称	位 置	取 扱 店 舗
株式会社仙台銀行	仙台市青葉区一番町二丁目一番一号	国内に所在するすべての店舗
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町一丁目一番五号	国内に所在するすべての店舗（内国為替取引を行う店舗に限る。以下同じ。）
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目七番一号	国内に所在するすべての店舗
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目一番一号	国内に所在するすべての店舗
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町二丁目一番一号	国内に所在するすべての店舗
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目三番三三号	国内に所在するすべての店舗
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目四番五号	国内に所在するすべての店舗
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目一番一号	国内に所在するすべての店舗
中央三井信託銀行株式会社	東京都港区芝三丁目三十三番一号	国内に所在するすべての店舗
住友信託銀行株式会社	大阪市中央区北浜四丁目五番三十三号	国内に所在するすべての店舗
株式会社新生銀行	東京都千代田区内幸町二丁目一番八号	国内に所在するすべての店舗
株式会社商工組合中央金庫	東京都中央区八重洲二丁目十番十七号	国内に所在するすべての店舗
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町一丁目十三番二二号	国内に所在するすべての店舗
株式会社北海道銀行	札幌市中央区大通西四丁目一番地	国内に所在するすべての店舗
株式会社青森銀行	青森市橋本一丁目九番三十号	国内に所在するすべての店舗
株式会社みちのく銀行	青森市勝田一丁目三番一号	国内に所在するすべての店舗

<p>南三陸農業協同組合 株式会社ゆうちよ銀行</p>	<p>本吉郡南三陸町志津川字大森一番地 東京都千代田区霞が関一丁目三番二号</p>	<p>県内に所在するすべての店舗 秋田県、青森県、岩手県、宮城県、山形県及び福島県に所在する内国為替取引を行うすべての店舗（株式会社ゆうちよ銀行を銀行法第十九号（第六法律第五十九号）第六條第十項に規定する所屬銀行とす）の郵便局を含む）</p>
<p>別表第二（第一系関係）</p> <p>一 株式会社七十七銀行 二 株式会社仙台銀行 三 株式会社みずほ銀行 四 株式会社三菱東京UFJ銀行 五 株式会社三井住友銀行 六 株式会社りそな銀行 七 株式会社青森銀行 八 株式会社みちのく銀行 九 株式会社秋田銀行 十 株式会社荘内銀行 十一 株式会社岩手銀行 十二 株式会社東北銀行 十三 株式会社北日本銀行 十四 株式会社東邦銀行 十五 株式会社常陽銀行 十六 株式会社東京スター銀行 十七 杜の都信用金庫 十八 宮城第一信用金庫 十九 石巻信用金庫 二十 仙南信用金庫 二十一 気仙沼信用金庫</p>		

<p>二十二 一関信用金庫 二十三 あぶくま信用金庫 二十四 仙北信用組合 二十五 東北労働金庫 二十六 宮城県漁業協同組合 二十七 みやぎ仙南農業協同組合 二十八 仙台農業協同組合 二十九 岩沼市農業協同組合 三十 名取岩沼農業協同組合 三十一 みやぎ巨理農業協同組合 三十二 あさひな農業協同組合 三十三 古川農業協同組合 三十四 加美よつば農業協同組合 三十五 いわでやま農業協同組合 三十六 みどりの農業協同組合 三十七 栗つこ農業協同組合 三十八 みやぎ登米農業協同組合 三十九 いしのまぎ農業協同組合 四十 南三陸農業協同組合 四十一 株式会社ゆうちよ銀行</p> <p>別表第三及び別表第四を削る。</p> <p>附則</p> <p>この告示は、平成二十二年一月八日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">公 告</p>	<p>○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。</p> <p>平成二十二年一月八日</p> <p style="text-align: right;">宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>一 入札に付する事項</p> <p>1 調達案件の名称及び数量 宮城県産業技術総合センターで使用する電気 年間二百八万二千キロワット時</p>
---	---	---

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

4 履行場所 仙台市泉区明通二丁目2番地 宮城県産業技術総合センター

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者であること。

3 2以外の者で開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

4 公告の日から開札の日まで宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

5 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第一条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員等若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)(又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等)に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有

していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

6 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第二号の一般電気事業者又は同項第八号の特定規模電気事業者であること。

7 入札に参加を希望する者は、6に掲げる事項を証する書類を平成二十二年一月二十七日(水)午後五時までに三の1の場所に提出するとともに、開札時までの間において、当該書類に説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二一一・三三三五)へ平成二十二年一月二十六日(火)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県経済商工観光部新産業振興課新産業支援班
(担当 佐藤 宏 電話〇二二・二一一・二七二二)

2 入札説明書及び仕様書の交付期限
平成二十二年一月二十七日(水)午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十二年一月二十六日(火)までに1あて申し出ること。

3 一般競争入札参加資格審査
入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十二年一月二十七日(水)までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限
平成二十二年二月十七日(水)午後五時までに2の場所に提出すること。(郵送により提出する場合は二重封筒とし、外封筒に入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達するよう提出すること。)(ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時までに開札場所へ提出できるものとする。

<p>5 開札の日時及び場所 平成二十二年二月十八日(木)午前十時 宮城県庁庁舎十四階経済商工観光部会議室</p> <p>四 入札に参加することができない者</p> <p>1 二に定める資格を有しない者</p> <p>2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者</p> <p>五 その他</p> <p>1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに平成二十一年度における入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十一年宮城県規則第七十四号)並びに財務規則、第百十三条及び百十四条の規定による。</p> <p>3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。</p> <p>4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に該当金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>5 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。</p> <p>6 契約書作成の要否 要</p> <p>7 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。</p> <p>8 詳細は入札説明書による。</p> <p>六 概要</p> <p>Summary</p> <p>1 Name of Item to be Procured : Electric power to be used at the Industrial Technology Institute, Miyagi Prefectural Government offices</p> <p>2 Quantity : (annual usage) 2,082,000 KWH</p> <p>3 Period of Contract : April 1, 2010 to March 31, 2013</p> <p>4 Deadline and Location for Bid Submission (in person) : Thursday, February 18, 2010, 10 : 00 a.m. Conference Room, Commerce, Tourism and Industry Department, 14th floor, Miyagi Prefectural Government Building</p>

<p>5 Deadline for Bid Submission (by mail) : Wednesday, February 17, 2010, 5 : 00 p.m.</p> <p>6 Contact Person : Hiroshi Sato, New Industry Development Division, Commerce, Industry and Tourism Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba, Sendai, Miyagi 980-8570 TEL: 022-211-2722</p> <p>○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。</p> <p>平成二十二年一月八日</p> <p>一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる 宮城県知事 村 井 嘉 浩 地域 名取市下余田字中荷六百二十七番一及び六百一十七番十六</p> <p>二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称) 名取市下余田字中荷六百二十七番地の一 株式会社ワタケン</p> <p>○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。</p> <p>平成二十二年一月八日 宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>一 落札に係る物品の名称及び数量 A重油(JIS一種二号) 百八十キロリットル</p> <p>二 落札に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号</p> <p>三 落札者を決定した日 平成二十一年十二月十六日</p> <p>四 落札者の名称及び所在地 宮城県漁業協同組合 石巻市開成一番二十七</p> <p>五 落札金額 千五百一十二万円</p> <p>六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>七 入札の公告を行った日 平成二十一年十一月十三日</p> <p style="text-align: center;">教育委員会</p> <p>○宮城県教育委員会告示第一号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。</p> <p>なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。</p>
--

平成二十二年一月八日

宮城県教育委員会

委員長 大村 虔 一

一 日 時 平成二十二年一月十四日 午後一時三十分

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件

1 職員の人事について

2 宮城県美術館協議会委員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二・二二一・三六一一）